

# 令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付要綱

令和6年7月3日

坂井市告示第197号

(趣旨)

第1条 この告示は、電気料金増加等の物価高騰の影響が大きく見込まれる障害福祉サービス等事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人に対し、物価の高騰分相当を支援し、経済的負担軽減を図ることで、障害福祉サービス等を安定的に提供することを目的に交付する令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるすべてに該当する法人とする。

- (1) 令和6年4月1日において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定を受けている事業所を市内に設置していること。ただし、令和6年4月2日以降に新たに設置する事業所においては、令和6年5月1日までに指定を受けているものに限る。
- (2) 本補助金の申請日時点においてサービスを提供していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 事業所の休止又は廃止を行う予定がないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年8月23日までに市長に申請するものとする。

- (1) 令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金額内訳書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及びその額について決定し、令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）又は令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(補助金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補

助金を支払うものとする。

(決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払いを行っているときは、補助金の返還を求めるものとする。

(関係書類等の保管)

第8条 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

分類	サービス種別	補助金の額
入所系	(1) 施設入所支援 (2) 共同生活援助	1,360円に令和6年4月1日時点における定員数を乗じて得た額
通所系	(1) 短期入所（入所系と重複するものを除く。） (2) 生活介護 (3) 自立訓練（生活訓練、機能訓練及び泊型自立訓練を含む。） (4) 就労移行支援 (5) 就労継続支援A型 (6) 就労継続支援B型 (7) 児童発達支援 (8) 放課後等デイサービス	1,700円に令和6年4月1日時点における定員数を乗じて得た額
訪問系	(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護（複数のサービスを一体的に運営している場合は、一の事業所として取り扱うものとする。） (2) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援又は障害児相談支援（複数のサービスを一体的に運営している場合は、一の事業所として取り扱うものとする。）	1施設当たり9,080円

## 備考

- 1 入所系サービス及び通所系サービスを一体的に運営している場合は、いずれか一方を補助対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別に通所系の指定を受けている場合は、それぞれ申請することができる。
- 2 通所系サービスにおいて、障害児通所支援の多機能型事業所の定員の合計数をすべてのサービスを通じて設定している場合は、その合計数により算定するものとする。
- 3 訪問系サービス及び通所系サービスにおいて、介護保険サービスと一体的に運営している場合（共生型及び基準該当施設等）は、本補助金の対象外とする。
- 4 令和6年4月2日から令和6年5月1日までに指定を受けた事業所については、月割で算定するものとする。ただし、各月1日時点で指定を受けていることを基準（定員数は指定日時点におけるものとする。）とし、各月2日以降に指定を受けた場合は、翌月分からを対象とする。

坂井市長 池田 禎孝 様

申請者

住所（法人所在地）

氏名（法人名及び代表者氏名）

（※）

連絡先（電話番号）

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

法人（法人格のない団体含む）の場合、代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。

令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金申請書兼請求書

補助金等の交付を受けたいので、坂井市補助金等交付規則及び坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

なお、市に対して納付又は納入すべき税の納付状況および申請内容の審査に係る他課等への照会について、市長が調査することに同意します。

1 補助年度		令和6年度
2 補助金等の名称		令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金
3 補助事業等	(1) 名称	坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業
	(2) 目的	障害福祉サービス等事業所の運営の継続が図られることによる障害福祉サービスの安定的な提供の維持。
	(3) 概要	電気料金増加等の物価高騰の影響が大きく見込まれる障害福祉サービス等事業所を設置する事業者に対し、光熱費や物価の高騰分相当を支援し、経済的負担軽減を図ることで、障害福祉サービスを安定的に提供することを目的とする。
4 補助金等の交付申請及び請求額		円
5 補助金等の振込先の	金融機関名・支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	
6 添付書類 (提出する書類の□欄を チェック(☑)してください。)		<input type="checkbox"/> 坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金額内訳書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる書類の写し

担当課所見 （注：申請者の記入不要）

補助金等支出の適否		審査事項	
・ 公益上の必要性はあるか	適・否	<input type="checkbox"/> 前年度繰越金	<input type="checkbox"/> 自己財源
・ 時代のニーズにあっているか	適・否	<input type="checkbox"/> 他補助金等の有無（国県、他市町村、団体、無）	
・ 目的達成の可能性はあるか	適・否	<input type="checkbox"/> 補助対象等事業費	<input type="checkbox"/> 市税納付状況
・ 事業の見直しは行っているか	適・否	<input type="checkbox"/> 補助金等の額	

様式第3号（第5条関係）

坂井市社指令第 号

令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付決定兼確定通知書

補助事業者等

住所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付で提出された令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金申請書兼請求書について、坂井市補助金等交付規則及び令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり交付を決定し、補助金等の額について確定したので通知します。

令和 年 月 日

坂井市長 池田 禎孝

（公印省略）

1 補助年度	令和6年度
2 補助金等の名称	令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金
3 補助事業等の名称	坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業
4 補助金等の交付確定額	円
5 振込日	
6 交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>市に対して納付又は納入すべき税等に滞納がある場合は、交付の決定を取り消すことがあります。</li><li>この補助金等を目的外に使用したり、規則に違反したときは、その全部又は一部を返還させることがあります。</li><li>補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、市長が補助事業者等に対して報告を求め、又は市職員に当該補助事業者等の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるときは、これに協力してください。</li><li>この補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。</li></ol>

令和6年4月より、本通知の市長印については公印省略の取り扱いとしております。

ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

担当課： 担当者名： 電話番号：

様式第4号（第5条関係）

坂井市社指令第 号

令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金不交付決定通知書

補助事業者等

住所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付で提出された令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金申請書兼請求書について、坂井市補助金等交付規則及び令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり不交付としたので通知します。

令和 年 月 日

坂井市長 池田 禎孝

1 補助年度	令和6年度
2 補助金等の名称	令和6年度坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金
3 補助事業等の名称	坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業
4 不交付とした理由	